

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から平成元年 10 月まで
② 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和 55 年 10 月頃、A市区町村において父が加入手続きを行い、その後、父が保険料を納付してきた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成元年 11 月から 2 年 3 月までの申立人の国民年金保険料が過年度納付されている上、「国民年金収滞納一覧表」により、3 年 4 月から 4 年 3 月までの保険料を現年度納付した事実が確認できることから、これらの時期において納付が可能であった申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間②は 12 か月と短期間であり、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

一方、直近の満 20 歳到達日の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、申立人が国民年金に加入した時期は平成 3 年 12 月以降と考えられ、申立期間①については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、父が国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料が未納となっていた。

私は、昭和48年4月に夫と共に店を開店し、申立期間については、私の夫が二人分の保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間直前の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を48年10月23日に過年度納付し、申立期間直後の保険料を49年1月25日に現年度納付していることが確認でき、この時点において納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い上、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間を除く結婚後の国民年金加入期間の保険料もすべて納付されている。

また、申立人は、結婚した後の国民年金保険料については、申立人の夫が二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間における申立人の夫の保険料は納付されており、申立人及び申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間前後の国民年金保険料がそれぞれ同日に納付されていることから、申立期間において、申立人のみ保険料が納付されていないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城厚生年金 事案 1544 (事案 610 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を47万円、申立期間③に係る標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年5月1日から11年1月1日まで
② 平成11年1月1日から同年6月1日まで
③ 平成12年7月1日から同年10月1日まで

平成10年5月から14年3月までA社に勤務していた時の全ての申立期間の標準報酬月額が、振り込まれた支給額に見合う標準報酬月額と大きく相違しているため、申立てを行い、年金記録の訂正が認められたが、訂正された各申立期間の標準報酬月額が低すぎると思われるので、再度申立てを行う。

今回、平成10年分及び11年分の家計簿を新たに提出するので、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

全ての申立期間に係る申立てについて、申立人が提出した平成10年分の源泉徴収票、11年分及び12年分の市区町村県民税課税証明書等を検証したところ、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち平成10年5月から同年11月までは24万円、同年12月は26万円、申立期間②は44万円、申立期間③は47万円とすることが妥当であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月26日付で年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、今回申立人から新たに提出された平成10年分及び11年分の家計簿により、申立人は、A社から、前回申立てによる訂正後のオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い給与支給及び保険料控除がされていることが確認できる。

また、申立期間①について、上記の家計簿による振込金額から推認される給与総支給額に見合う標準報酬月額が47万円、50万円又は53万円であるものの、

今回申立人から新たに提出された、申立事業所の業務課マネージャーが作成した給与計算表から確認できる給与の計算方法等を踏まえて、前述の家計簿及び前回提出された平成 10 年分の源泉徴収票について検証したところ、標準報酬月額については、47 万円とした場合に、源泉徴収票の社会保険料の金額に最も近似することが確認できた。

さらに、申立期間②について、上記の家計簿による振込金額から推認される給与総支給額に見合う標準報酬月額が 50 万円又は 53 万円であるものの、今回申立人から新たに提出された、申立事業所の業務課マネージャーが作成した給与計算表から確認できる給与の計算方法等を踏まえて、前述の家計簿及び前回提出された平成 11 年分の市区町村県民税課税証明書について検証したところ、標準報酬月額については、47 万円とした場合に、市区町村県民税課税証明書の社会保険料等の金額に最も近似することが確認できた。

加えて、申立期間③について、今回申立人から新たに提出された、申立事業所の業務課マネージャーが作成した給与計算表から確認できる給与の計算方法等を踏まえて、前回提出された平成 12 年分の市区町村県民税課税証明書について検証したところ、標準報酬月額については、50 万円とした場合に、市区町村県民税課税証明書の社会保険料等の金額に最も近似することが確認できた。

また、申立人は、全ての申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準報酬月額については、前述の家計簿、源泉徴収票及び市区町村県民税課税証明書において推認できる保険料控除額により、平成 10 年 5 月から 11 年 5 月までは 47 万円、12 年 7 月から同年 9 月までは 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A 社の業務課マネージャーは、全ての申立期間当時の事業主は既に他界しており、遺品整理の際、当時の申立人に係る該当資料などは全て廃棄処分していることから不明であると回答している。しかし、全ての申立期間中には複数回の標準報酬月額決定の機会があるにもかかわらず、前述の家計簿、源泉徴収票及び市区町村県民税課税証明書において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で当初記録されていた標準報酬月額が長期間にわたり一致していないなど、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出に係る記録を誤るとは考え難いことから、事業主から申立てどおりの標準報酬月額に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、全ての申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から同年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成11年3月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額が、28万円との回答を受けた。しかし、私の記憶では、当該額より高い金額の給与を受け取り、それに相当する厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、平成11年9月29日付けで、同年3月1日に遡及して訂正され、28万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る滞納処分票により、当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社の役員に就任していた3人から、当時、同社は企業業績が悪く厚生年金保険料を滞納していた旨回答が得られた上、そのうちの1人（A社の親会社であるB社の専務取締役であり、A社の監査役でもあったC氏）から、当時、社会保険事務所に出向き、同社に係る厚生年金保険料の滞納額の返済について相談した旨の回答が得られた。

また、上記滞納処分票により、上記監査役、A社の総務担当であるD氏及びB社の総務担当であるE氏が、A社に係る厚生年金保険料の滞納額の納付について、社会保険事務所において相談し、納付計画を作成して、滞納額を納付していた事跡が確認できるところ、当該事跡中に申立人の名前は見当たらない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、当時、申立人は同社の取締役には就任していなかったことが確認できる上、上記監査役から、申立人は申立期間に係る標準報酬月額の引き下げの届出には関与していなかった旨、及び申立人の同僚から、当時、申立人は縫製部門の一従業員であり、事業の経営には関与していなかった旨の証言が得られたことから判断すると、申立人は、上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について関与し得る立場にはなかったものと考

えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この遡及処理には納得できないので、標準報酬月額を遡及処理が行われる前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日である平成 3 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 25 日付けで、同年 1 月 1 日に遡及して訂正され、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、遡及して標準報酬月額が訂正されている同僚は 4 人存在し、そのうちの 1 人から、申立期間当時、A社の経営状態が不振であった旨及び申立人が同社の社会保険事務及び経営に関わっていなかった旨の証言が得られた上、同社の商業登記簿謄本により、申立人が役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 38 年 8 月 30 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。私は、結婚のため昭和 38 年 8 月にA社を退職し、脱退手当金が支給されたとされる 39 年 11 月当時は長男の出産を控えB都道府県の実家に身を寄せており、脱退手当金を受給した記憶がないことから、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 39 年 11 月 20 日に支給されたこととなっていることに加え、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失日前後 2 年以内に脱退手当金の支給を受けている女子職員 5 人のうち 4 人は、被保険者資格の喪失日から 14 か月以上経過してから脱退手当金を受給していることから判断すると、同社において、職員の退職時に事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前後のC社に勤務していた昭和30年4月1日から32年4月1日までの被保険者期間及びD社に勤務していた39年6月4日から同年6月7日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている両被保険者期間及び申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは

事務処理上不自然である。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と389円相違している上、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年9月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶も無く、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和22年5月21日に支給されたこととなっていることに加え、A社B工場において、申立人と被保険者資格の取得日及び喪失日が同じであり、短期脱退手当金の受給権を有している28人のうち、実際にオンライン記録において支給記録が確認できる者は8人のみであることから判断すると、職員の退職時に事業主が個別の委任に基づかずに代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、上記同僚28人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、21人について脱退手当金の支給記録が記載されているにもかかわらず、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無く、その期間が被保険者期間として扱われている者が13人確認できたが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていなかった可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、申立期間のうち、同年10月の標準報酬月額を26万円とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から同年12月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成7年10月1日から同年12月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、確かに勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成7年11月から8年2月までA社に勤務し、この間の4か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人は、少なくとも平成7年10月から同社に勤務し、申立人の給与明細書に記載された「控除保険料」は、同年10月、同年11月、同年12月及び8年1月分であると思う旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち平成7年

10月については26万円、同年11月については24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 66 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、66 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 15 日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れていた。A 社が保管している「給与明細書（控）」に記載されたとおりの賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、平成 19 年 12 月分賞与に係る標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「給与支払明細書（控）」及び申立人に係る源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、70 万円の賞与を支給されていること、及び標準賞与額 66 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給与支払明細書（控）」及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、66 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（66 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 32 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、32 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 15 日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れていた。A 社が保管している「給与明細書（控）」に記載されたとおりの賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、平成 19 年 12 月分賞与に係る標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「給与支払明細書（控）」及び申立人に係る源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、34 万 5,000 円の賞与を支給されていること、及び標準賞与額 32 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給与支払明細書（控）」及び申立人に係る源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、32 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（32 万 8,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 37 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、37 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 15 日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れていた。A社が保管している「給与明細書（控）」に記載されたとおりの賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、平成 19 年 12 月分賞与に係る標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与支払明細書（控）」及び申立人に係る源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、39 万 5,000 円の賞与を支給されていること、及び標準賞与額 37 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給与支払明細書（控）」及び申立人に係る源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、37 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（37 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1553

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和19年10月1日から20年8月28日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社B工場に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同社B工場において、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人の資格喪失日については、A社B工場に係る上記名簿において、申立人と同様に、昭和19年6月1日に資格取得した記録となっている同僚50人について調査したところ、喪失日が確認できる45人中36人が20年8月28日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、「A社年譜」によると、A社B工場が昭和20年7月*日に戦災を受けたことが確認できるところ、上記36人の同僚のうち、申立人と共に、同社B工場の寮に入寮していたとする一人から、同社B工場が戦災を受けた当時は、皆、実家へ避難していたが、その後職場に戻れる状況ではなかったため、退職手続をとらないまま退職した旨の証言が得られていることなどから判断すると、同社B工場が戦災を受けた翌月に従業員を一斉に資格喪失させた事情がう

かがえ、申立人についても、同年8月28日に資格喪失したものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月

年金事務所に照会したところ、昭和62年4月の納付記録が確認できなかった。短大を卒業したので、昭和62年4月頃、母がA市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については郵便局で納付したはずである。

このため、申立期間の保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月頃、申立人の母がA市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については郵便局で納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金保険料の納付状況により、平成2年6月以降と考えられることから、申立人は、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと考えられる平成2年6月の時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年12月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和58年7月から59年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、父がA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人の父がA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、仮に、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った場合、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号番号は「*」であるが、この記号による国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の直前の被保険者（20歳到達による加入）の国民年金手帳記号番号により、平成6年2月19日以降であると考えられることから、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成6年3月8日に、申立期間直後の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、その時点で、申立人の年金記録が整理されたと考えられ、申立人は、申立期間当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年12月まで
ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。20歳になった時に、父が加入手続きを行い、納税組合を通して両親の保険料と一緒に納付していたはずであり、同居していた母の保険料の納付記録を確認したところ、全て納付済みとなっていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃に、申立人の父が国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通して申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、41年10月以降と考えられ、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から41年2月まで

兄に国民年金の納付記録を照会したほうがいいと言われ、年金事務所に照会したところ、「申立期間については未加入期間となっており、国民年金保険料の納付はありませんでした。」との回答であった。私の母は、兄弟を同様に育てていたので、兄は学生の時の国民年金保険料の納付記録があり、自分の学生の時の納付記録が無いことは考えられない。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市区町村が管理していた「国民年金手帳記号番号払出票(受付処理簿)」により、申立人には、昭和40年8月以降に国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、強制加入対象者でなかったため取消処理されたことが推認できることから、申立期間は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「兄は学生の時の国民年金の納付記録があり、自分の学生の時の記録が無いことは考えられず、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月、同年8月、44年12月、45年5月から同年10月までの期間、46年5月から同年7月までの期間、49年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月及び同年8月
② 昭和44年12月
③ 昭和45年5月から同年10月まで
④ 昭和46年5月から同年7月まで
⑤ 昭和49年3月及び同年4月

ねんきん定期便を確認したところ、各申立期間の保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

私は、両親から年金の大切さを教えられていたため、会社を退職するたびに国民年金の加入手続を行い、各申立期間の保険料を納付していたはずである。

このため、各申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、会社を退職するたびに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和50年9月3日以降であると考えられ、申立期間①、②、③及び④については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、各申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、仮に、各申立期間当時に国民年金の加入手続を行った場合、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「*」であるが、この記号による国民年金手帳が払い出された形跡が見当たらず、各申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付すること

ができない。

さらに、申立人は、各申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、各申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和 62 年 4 月に就職したものの、厚生年金保険に加入できなかったため、就職してから 2 年が経過した平成元年 4 月頃、A 市区町村役場で国民年金に加入し、納付可能な 2 年前に遡り、自分で国民年金保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の厚生年金保険から国民年金への資格切替者の国民年金手帳記号番号により平成元年 10 月以降であると考えられる上、申立人が所持する年金手帳の記載には、初めて被保険者となった日が、「平成元年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立人が B 市区町村で国民年金に加入した時点では、申立人は申立期間の国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格取得日を「昭和 62 年 4 月 1 日」と訂正した時期は、平成 2 年 4 月 2 日であることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、その旨の記載が確認できることから、資格取得日を訂正した時点では、既に申立期間の保険料については時効により納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた申立期間について、昭和21年12月14日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す記録があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から12か月の支給待機期間を経て約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の妻が名前を挙げた3人の同僚中、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できた2人のうちの1人について、脱退手当金の支給記録があり、申立人と同時期に支給されていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、当時は「通算年金通則法」(昭和36年法律第181号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B事業所における厚生年金保険被保険者期間が63月であり、同社を退職後、昭和36年4月に国民年金に加入するまで厚生年金保険の加入歴

が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

このほか、申立人の妻から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 21 日から 33 年 9 月 12 日まで

日本年金機構から届いた確認はがきによると、A社に勤務していた昭和 29 年 6 月 21 日から 33 年 9 月 12 日までの期間について、33 年 12 月 16 日に脱退手当金が支給済みであることが分かった。私は、脱退手当金を受け取った記憶はなく、当該脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、「脱退手当」表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額についても計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社における厚生年金保険被保険者期間が 51 か月であり、当該事業所を退職後、昭和 59 年 9 月まで公的年金への加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、支給記録がある元同僚のうち連絡先が判明した一人に照会したところ、申立期間当時、当該同僚の姉から嫁ぎ先に、A社における脱退手当金の送金があった旨の証言が得られたとともに、当該同僚の姉に照会したところ、同様の証言及び同社においては、脱退手当金を受給することが一般的であったと思う旨の証言が得られた。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受

給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 48 年 6 月 21 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和 43 年 3 月 1 日から 48 年 6 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していなかったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和 48 年 6 月にA社B工場を退職した直後に国民年金に任意加入したものの、保険料が納付されていたのは同年 9 月までで（任意加入被保険者資格は同年 11 月 9 日に喪失）、脱退手当金支給決定日（昭和 48 年 12 月 14 日）から判断すると、国民年金保険料を納付しなくなった後に脱退手当金の請求が行われたと考えるのが妥当であり、申立人が年金を受給する意思を有していたとは考え難い。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月 5 日から 25 年 10 月 17 日まで
平成 22 年 9 月末頃、年金事務所から脱退手当金についてのハガキが郵送され、昭和 26 年 3 月 22 日に脱退手当金が支給された記録があることが分かった。
私は、過去に一度も脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認でき、オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 25 年 10 月 17 日）から約 5 か月後の 26 年 3 月 22 日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間があるものの、申立期間とは別の厚生年金保険記号番号であり、これらの記録が統合されたのは、平成元年 6 月 19 日である。

さらに、A社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失している女性社員は、申立人を含め 25 人おり、その中で、脱退手当金の受給権を有している 15 人のうち 11 人にオンライン記録上の脱退手当金支給記録が確認できる。

加えて、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたこ

とから、厚生年金保険の被保険者期間が 28 か月に過ぎず、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴の無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないう上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月16日から28年7月1日まで
② 昭和29年3月31日から同年10月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和27年12月16日から28年7月1日までの期間について加入記録が無かった。

また、B社に勤務していた、昭和29年3月31日から同年10月1日までの期間について加入記録が無かった。

このため、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、昭和36年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、法務局に照会したが、同社の閉鎖商業登記簿謄本も見当たらず、事業主の連絡先も不明のため、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた4人のうち連絡先が確認できた2人及び申立期間①当時、A社に勤務していた5人の合計7人に照会したところ、4人から回答が得られたが、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、A社の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②について、法務局に照会したところ、申立期間②当時、申立

人が主張する所在地において「B社」という名称の事業所は見当たらないとの回答が得られた。

また、オンライン記録により、「B社」及び類似の名称を含む事業所を検索したが、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は認められない。

さらに、申立人が、申立期間②当時の状況を知る者として名前を挙げた3人のうち、C社の事業主は、既に他界しており照会することができず、残る2人に照会したところ、1人から回答が得られたが、申立人の主張する「B社」については承知していないとし、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険加入についての具体的な証言は得られなかった。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 21 日から 41 年 12 月 21 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和 39 年 5 月 21 日から 41 年 12 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していなかったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 42 年 4 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金の受給記録がある4人のうち、存命中で連絡先が判明した1人に照会したところ、会社から脱退手当金について説明があり、自身で会社に申告をすれば脱退手当金の請求手続を行ってくれた旨の回答が得られた。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 9 日から 46 年 12 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社C工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

私は、昭和 46 年 12 月、夫の転勤に伴い、D市区町村からE市区町村へ転居したところ、B社C工場に通勤が困難となり、当該事業所を退職した。退職時、会社から、失業保険及び脱退手当金の説明は受けておらず、また、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された同社厚生年金基金に係る「特別脱退一時金裁定請求書」により、申立人は、昭和 47 年 1 月 17 日付けで、同基金に特別脱退一時金の裁定を申し出て、同年 4 月 10 日に、支給決定がなされていることが確認できる上、F社会保険事務所（当時）から同社宛に交付されている証明書により、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、昭和 47 年 3 月 27 日付けで裁定されたことが確認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が確認できるとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失から約5か月後の昭和 47 年 4 月 28 日に脱退手当金の支給決定が行われており、当該支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間と同一番号で管理されているA社に係る被保険者期間以外に脱退手当金の基礎となるべき未請求期間が無いことなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、B社に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いの記録は残されておらず不明である旨の回答であり、申立人に係る代理請求等の事実の有無等について確認することはできない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 16 日まで
② 昭和 41 年 10 月 16 日から 43 年 1 月 1 日まで

年金事務所から、A社に勤務していた昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 16 日までの期間及びB社に勤務していた 41 年 10 月 16 日から 43 年 1 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の通知を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示と思われる記載が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 29 日から 43 年 5 月 16 日まで
年金機構からはがきが届き、A社に勤務していた昭和 40 年 5 月 29 日から 43 年 5 月 16 日までの期間について、43 年 7 月 2 日に脱退手当金を支給済みになっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致し、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 43 年 7 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月10日から同年12月20日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和40年1月10日から同年12月20日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間において、申立人が正社員として勤務していた事実が確認できない上、同事業所においては、正社員は見習期間経過後に厚生年金保険に加入させていたとの回答が得られた。

また、申立期間当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、存命で連絡先の判明した3人に照会したが、3人とも申立人に対する記憶が無く、具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。